

旅行業法第 19 条第 1 項及び第 37 条第 1 項に基づく旅行業者等及び旅行サービス手配業者の不利益処分の基準について

旅行業法（以下「法」という。）に基づく、旅行業者及び旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）並びに旅行サービス手配業者に対する不利益処分の基準は、旅行業法施行規則（昭和 46 年運輸省令第 61 号）及び旅行業法関係事務取扱要領（平成 12 年 4 月 1 日制定）に定めるものの他、下記に定めるところによる。

1 不利益処分の基準について

法第 19 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定による不利益処分を行う場合、原則として、別表に掲げるものを基準として実施するものとする。その際、「不利益処分基準」欄に行政指導が前置されていない違反に対しては、不利益処分を行う旨通知の上、直ちに当該不利益処分を科すものとし、また、行政指導が前置されている違反に対しては、まず、行政指導を行い、それでも是正されない場合に業務停止処分を科すこととする。

2 不利益処分の軽減について

業務の全部又は一部の停止について、その行為が次の（1）から（3）のすべてに該当する場合には 2 分の 1 を超えない範囲で、（1）及び（2）又は（3）に該当する場合には 4 分の 1 を超えない範囲で、（1）のみ又は（2）及び（3）のみに該当する場合には 8 分の 1 を超えない範囲で、1 の業務の停止の期間を短縮することができる。

- （1）現に旅行者に身体・財産上の被害を与えていないこと
- （2）過去 10 年以内に不利益処分を受けたことがないこと
- （3）再発防止のための体制を既に構築したと認められること

3 不利益処分の加重等について

不利益処分を受けた旅行業者等及び旅行サービス手配業者が、当該不利益処分から 5 年を経過するまでの間に再度同一事項の違反行為を行った場合、違反行為が旅行者の死亡等の被害を生じさせ若しくは生じさせると見込まれるなど重要なものである場合、又は複数の違反行為を行った場合は、行政指導が前置されている場合であっても、直ちに当該不利益処分を科すことができることとする。この場合において、不利益処分を科す際の業務の停止の期間について、2 分の 3 を乗じて得た日数に加重することができることとする（その日数に 1 日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

4 不利益処分の対象となる営業所について

業務の全部又は一部の停止の対象となる営業所については、当該違反行為を行った営業所であることを基本とするが、複数の営業所を有する旅行業者等及び旅行サービス手配業者については、当該違反行為が本社による内部統制体制の欠如に起

因するものと認められる場合にあっては、当該営業所に加え、主たる営業所についても業務の全部又は一部の停止等の不利益処分を科することができることとする。

5 登録の取消について

不利益処分を科す際に業務の停止の期間が累積 60 日間に達した場合は、登録の取消を行うことができることとする。

6 不利益処分の一時的実施猶予について

不利益処分を科す場合においても、旅行者保護の観点から、既に締結された旅行契約及び旅行サービス手配業務に係る契約の円滑な履行に必要な限度において一部の業務を継続し得るものとする。

7 不利益処分後の関係行政庁等への通知について

旅行者等に不利益処分を行った場合は、その内容などを、関係都道府県（当該処分業者のその他の営業所を管轄する都道府県）及び当該旅行者等が加入している旅行業協会に対して通知するものとする。旅行サービス手配業者に不利益処分を行った場合は、その内容などを、関係都道府県（当該処分業者のその他の営業所を管轄する都道府県）に対して通知するものとする。

附則

この基準は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この基準は、平成 30 年 6 月 13 日から適用する。

別表

	根拠条文	違反行為の内容	不利益処分基準	(参考)罰則
登録に係るもの	1 法第3条	登録違反	—	1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	2 法第3条、第6条の3第1項又は第6条の4第1項	不正の手段による新規登録、変更登録、更新登録	60日間の業務停止又は登録の取消	1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	3 法第6条の4第1項	業務範囲の変更に係る違反	60日間の業務停止又は登録の取消	1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	4 法第7条第3項、第9条第6項又は第11条	供託未届の状態で行業を実施(当該旅行者を所属旅行者とする旅行者代理業者を含む。)	60日間の業務停止又は登録の取消	100万円以下の罰金
	5 法第14条	名義貸し、営業の貸渡し等	60日間の業務停止又は登録の取消	1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	6 法第14条の3第1項	所属旅行者以外の旅行者の業務の取扱い	60日間の業務停止又は登録の取消	1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	7 法第6条の4第3項又は第27条第1項	登録事項変更未届け等	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	8 法第19条第1項第2号	登録後に登録拒否事由に該当、登録時拒否事由に該当していたことが登録後に判明	是正されるまで業務の停止又は登録の取消	6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又は併科
	9 法第23条	登録違反	—	1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	10 法第23条	不正の手段による新規登録	60日間の業務停止又は登録の取消	1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	11 法第32条	名義貸し、営業の貸渡し等	60日間の業務停止又は登録の取消	1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	12 法第37条第1項第2号	登録後に登録拒否事由に該当、登録時拒否事由に該当していたことが登録後に判明	是正されるまでの業務停止又は登録の取消	6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又は併科
事業の実施体制に係るもの	13 法第10条	取引高未報告等	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	14 法第11条の2第1項又は第2項	旅行業務取扱管理者不在	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	15 法第11条の2第1項	旅行業務取扱管理者の職務義務違反	行政指導→18日間の業務停止	なし
	16 法第11条の2第4項	他営業所との管理者の兼務(地域限定旅行者で兼務が可能な場合を除く)	行政指導→6日間の業務停止	なし
	17 法第11条の2第7項	旅行業務取扱管理者定期研修の未受講	行政指導→6日間の業務停止	なし
	18 法第12条の2第1項	認可を受けていない旅行業約款の使用	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	19 法第12条第1項又は第3項	取扱料金(企画旅行に係るもの以外)非揭示	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	20 法第12条の2第3項	約款非揭示等	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	21 法第12条の6第1項	外務員規定違反	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	22 法第12条の9第1項及び第2項	標識非揭示等	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	23 法第14条の2第3項	受託契約不備	行政指導→18日間の業務停止	なし
	24 法第28条第1項又は第2項	旅行サービス手配業務取扱管理者不在	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	25 法第28条第1項	旅行サービス手配業務取扱管理者の職務義務違反	行政指導→18日間の業務停止	なし
	26 法第28条第4項	他営業所との管理者の兼務	行政指導→6日間の業務停止	なし
	27 法第28条第6項	旅行サービス手配業務取扱管理者定期研修の未受講	行政指導→6日間の業務停止	なし
	28 法第33条	無登録の旅行サービス手配業者の使用	行政指導→18日間の業務停止	50万円以下の罰金
旅行者等に対する取引	29 法第12条の4	取引条件説明不実施、書面不交付	行政指導→6日間の業務停止	なし
	30 法第12条の5	契約書面不交付	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	31 法第12条の7	募集型企画旅行広告規定違反	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	32 法第12条の8	誇大広告	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	33 法第12条の10	旅程管理不実施	18日間の業務停止	なし

行為に係るもの	34	法第12条の11	旅程管理主任者規定違反	行政指導→6日間の業務停止	なし
	35	法第13条第1項	禁止行為(取扱料金を超えた料金收受、故意の事実隠蔽、不実告知)	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	36	法第13条第2項	禁止行為(債務履行の不当な遅延)	行政指導→6日間の業務停止	なし
	37	法第13条第3項	禁止行為(旅行地で施行されている法令違反行為のあっ旋、便宜供与等)	18日間の業務停止	なし
	38	法第14条の3第2項	所属旅行業者非明示	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	39	法第30条	契約書面不交付	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	40	法第31条第1項	禁止行為(故意の事実隠蔽、不実告知)	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	41	法第31条第2項	禁止行為(債務履行の不当な遅延)	行政指導→6日間の業務停止	なし
	42	法第31条第3項	禁止行為(信用失墜行為)	18日間の業務停止	なし
	その他	43	法第19条第1項又は第37条第1項	業務停止命令違反	60日間の業務停止又は登録の取消
44		法第18条の3又は第36条	業務改善命令違反	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
45		法第70条第1項及び第3項	虚偽報告等及び立入検査拒否等	18日間の業務停止	30万円以下の罰金

(注1) 14から28の違反については、以下の違反期間の区分に応じた日数を上表の日数(本文2.の規定により、期間を短縮する場合には、その短縮後の日数)に加算する。

14日以内	0日
15日以上1ヶ月以内	3日
1ヶ月以上6ヶ月以内	5日
6ヶ月以上1年以内	10日
1年以上	15日

(注2) 37及び42の違反については、違反行為が5回増える毎に2日間を上表の日数(本文2.の規定により期間を短縮する場合には、その短縮後の日数)に加算する。